



# 三重県公報

平成11年3月12日(金)

第1042号

毎週火・金曜日発行

## 目次

**公安委規則**

- 三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………(公安委員会) 1
- 告示**
- 医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………(医務福祉課) 2
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知……………(森林保全課) 3
- 漁業災害補償法の規定に基づく一定の水域……………(金融・経営課) 4
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧……………(道路保全課) 6
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧……………(同) 8
- 公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧……………(港湾課) 8
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(まちづくり推進課) 9
- 証紙の売りさばき所の名称を変更する旨の届出……………(出納局) 9
- 証紙の売りさばき所を廃止する旨の届出……………(同) 10
- 三重県営総合競技場の設備及び器具並びに陸上競技用器具の使用料の額の一部改正……………(教育委員会) 10
- 公安委告示**
- 幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正……………(公安委員会) 10
- 公告**
- 家畜人工授精師免許証の交付……………(農芸畜産振興課) 11
- 正誤**
- 平成11年1月5日付け三重県公報第1023号……………(農業基盤整備課) 12
- 平成11年2月23日付け三重県公報第1037号……………(消防防災課) 12

## 公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月十二日

三重県公安委員会委員長 北 田 榮 作

### 三重県公安委員会規則第一号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則(昭和四十一年三重県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 会計課に監査室を置く。
- 第十条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 少年課に少年サポートセンターを置く。
- 第十七条第二項中「及び国際捜査室」を「国際捜査室及び通訳センター」に改める。
- 第三十七条第三項中「部長」を「上司」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国際化対策監)

第三十七条の二 刑事部に国際化対策監を置き、首席参事官又は参事官をもって充てる。

2 国際化対策監は、上司の命を受け、国際的な事犯に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

編集長 田中 隆雄  
副編集長 井上 正  
印刷 印刷部  
発行 印刷部  
電話 059-221-1111  
FAX 059-221-1112

この規則は、公布の日から起算して、第十一年の四月一日から施行する。ただし、第十条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

告示

三重県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当する機関を指定した。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正恭

Table with 5 columns: 指定医療機関の名称, 開設者の氏名, 所在地, 指定年月日. Lists various medical facilities and their designated dates.

Table with 4 columns: 友紀歯科医院, 齋藤友紀, 熊野市井戸町赤坂735-2, 10.11.1. Lists medical facilities and their details.

三重県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、通知があった。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正恭

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的と所在場所
別表の左欄に掲げる告示で定めるところによる。
2 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件は、同表左欄に掲げる告示に定める指定施業要件中、同表中欄に掲げる字句を同表右欄に掲げる字句に改めたものとする。

別表

Table with 3 columns: 告示番号, 変更前, 変更後. Lists changes to forest management conditions.

昭和44年10月28日 農林省告示第1641号 同	中勢北部森林計画 中勢北部地域森林計画
昭和44年12月27日 農林省告示第2030号	東紀州地域森林計画
昭和44年12月27日 農林省告示第2031号	中勢北部地域森林計画
昭和45年7月10日 農林省告示第962号	中勢南部地域森林計画
昭和46年1月9日 農林省告示第65号	東紀州地域森林計画
昭和46年3月12日 農林省告示第416号 同	中勢南部地域森林計画 東紀州地域森林計画
昭和46年3月17日 農林省告示第477号	南勢志摩地域森林計画
昭和46年3月29日 農林省告示第674号	北勢地域森林計画
昭和46年6月8日 農林省告示第904号 同	中勢北部地域森林計画 北勢地域森林計画
昭和46年7月8日 農林省告示第1055号	南勢志摩地域森林計画
昭和46年7月14日 農林省告示第1131号	東紀州地域森林計画
昭和47年7月17日 農林省告示第1237号	中勢北部地域森林計画
昭和47年7月17日 農林省告示第1238号	中勢北部地域森林計画
昭和47年7月17日 農林省告示第1239号	中勢北部地域森林計画
昭和48年10月20日 農林省告示第2008号	中勢南部地域森林計画
昭和48年12月14日 農林省告示第2518号	東紀州地域森林計画
昭和48年12月28日 農林省告示第2641号	中勢南部地域森林計画

三重県告示第122号

区画漁業権の一斉切替に伴い、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に基づく一定の水域（平成6年三重県告示第234号）を次のように改める。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正恭

法第114条第3号に掲げる養殖業

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業

加入区の名称	区 域	備 考
魚 類 第1加入区	三重区第1001号及び三重区第1002号漁業権の漁場の区域	桃 取 町
同 第2加入区	三重区第1003号及び三重区第1004号漁業権の漁場の区域	宿 浦
同 第3加入区	三重区第1005号、三重区第1006号及び三重区第1007号漁業権の漁場の区域	神 原
同 第4加入区	三重区第1008号及び三重区第1009号漁業権の漁場の区域	五ヶ所浦

魚 類 第5加入区	三重区第1010号、三重区第1011号、三重区第1012号及び三重区第1013号漁業権の漁場の区域	迫 間 浦
同 第6加入区	三重区第1014号、三重区第1015号、三重区第1016号、三重区第1017号及び三重区第1018号漁業権の漁場の区域	磯 浦
同 第7加入区	三重区第1019号及び三重区第1020号漁業権の漁場の区域	相 賀 浦
同 第8加入区	三重区第1021号、三重区第1022号、三重区第1023号及び三重区第1501号漁業権の漁場の区域	阿 曾 浦
同 第9加入区	三重区第1024号漁業権の漁場の区域	樋 柄 浦
同 第10加入区	三重区第1025号及び三重区第1026号漁業権の漁場の区域	賢 浦
同 第11加入区	三重区第1027号及び三重区第1028号漁業権の漁場の区域	奈 屋 浦
同 第12加入区	三重区第1029号、三重区第1030号、三重区第1031号及び三重区第1032号漁業権の漁場の区域	神 前 浦
同 第13加入区	三重区第1033号、三重区第1034号、三重区第1035号、三重区第1036号、三重区第1037号、三重区第1038号及び三重区第1039号漁業権の漁場の区域	方 座 浦
同 第14加入区	三重区第1040号、三重区第1041号、三重区第1042号、三重区第1043号、三重区第1044号、三重区第1045号、三重区第1046号及び三重区第1047号漁業権の漁場の区域	古 和 浦
同 第15加入区	三重区第1048号、三重区第1049号、三重区第1050号、三重区第1051号、三重区第1052号、三重区第1053号、三重区第1054号、三重区第1055号、三重区第1056号及び三重区第1057号漁業権の漁場の区域	錦
同 第16加入区	三重区第1058号及び三重区第1059号漁業権の漁場の区域	長 島 町
同 第17加入区	三重区第1060号、三重区第1061号及び三重区第1062号漁業権の漁場の区域	海 野
同 第18加入区	三重区第1063号及び三重区第1064号漁業権の漁場の区域	道 瀬
同 第19加入区	三重区第1065号及び三重区第1066号漁業権の漁場の区域	三 浦
同 第20加入区	三重区第1067号、三重区第1068号、三重区第1069号及び三重区第1070号漁業権の漁場の区域	海 山 (白浦)
同 第21加入区	三重区第1071号漁業権の漁場の区域	海 山 (島勝)
同 第22加入区	三重区第1072号、三重区第1073号、三重区第1074号及び三重区第1075号漁業権の漁場の区域	海 山 (引本)
同 第23加入区	三重区第1076号及び三重区第1077号漁業権の漁場の区域	海 山 (矢口浦)
同 第24加入区	三重区第1078号、三重区第1079号、三重区第1080号、三重区第1081号及び三重区第1082号漁業権の漁場の区域	須 賀 利
同 第25加入区	三重区第1083号、三重区第1084号及び三重区第1085号漁業権の漁場の区域	尾 鷲
同 第26加入区	三重区第1086号及び三重区第1087号漁業権の漁場の区域	大 曾 根
同 第27加入区	三重区第1088号漁業権の漁場の区域	行 野 浦
同 第28加入区	三重区第1089号、三重区第1090号及び三重区第1091号漁業権の漁場の区域	九 鬼
同 第29加入区	三重区第1092号漁業権の漁場の区域	早 田
同 第30加入区	三重区第1093号、三重区第1094号、三重区第1095号、三重区第1096号及び三重区第1097号漁業権の漁場の区域	三 木 浦
同 第31加入区	三重区第1098号漁業権の漁場の区域	古 江
同 第32加入区	三重区第1099号漁業権の漁場の区域	曾 根 浦
同 第33加入区	三重区第1100号漁業権の漁場の区域	梶 賀 浦

魚類 第34加入区	三重区第1101号漁業権の漁場の区域	二木島 南母須野
同 第35加入区	三重区第1102号、三重区第1103号及び三重区第1104号漁業権の漁場の区域	二木島

三重県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正恭

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿関線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市和賀町3557番1から	亀山市和賀町3557番3まで	旧	17.00~23.00	65.00
		新	25.00~40.00	65.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市西庄内町字若宮4224番2から	鈴鹿市西庄内町字源明川原1621番2まで	旧	6.00~11.00	60.00
		旧新	5.10~10.00	54.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市西庄内町字若宮4224番2から	鈴鹿市西庄内町字源明川原1621番2まで	旧	5.10~8.00	29.50
		新	7.00~9.20	29.50

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿芸濃線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市三寺町字中西垣内20番1から	亀山市三寺町字櫛ノ田745番1まで	旧	4.00~8.00	190.00
		新	8.00~10.00	190.00

第5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿郡関町大字加太市場3374番3から	鈴鹿郡関町大字加太市場3379番1まで	旧	8.50~11.50	60.00
		新	9.00~12.50	60.00

第6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿郡関町大字加太市場3325番地先から	鈴鹿郡関町大字加太市場3374番3まで	旧新	5.00~12.00	190.00
		新	6.00~32.00	166.50

第7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市平尾町3925番から	四日市市江村町911番の5まで	新	65.00~95.00	1,311.00

第8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 365号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡大安町大字高柳字江文416番3から	員弁郡大安町大字高柳字江文413番4まで	旧	3.80~9.00	16.00
		新	3.80~14.00	16.00

第9

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡藤原町大字坂本字中々山2402番9から	員弁郡藤原町大字山口字醒ヶ井野2890番28地先まで	旧	4.50~32.00	2,509.00
		旧新	9.70~37.00	2,572.00

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡阿児町鶴方字長原970番52地内		旧	5.00~20.00	160.00
		旧 新	9.90~10.60	152.20

第11

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
久居市庄田町字宮東3118番5から		旧	12.50~17.30	96.00
久居市庄田町字宮東3119番5まで		新	12.50~15.90	96.00

三重県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
 なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路保全課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。  
 平成11年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 嬉野津線	津市雲出島貫町字南藤本1613番2から 津市雲出島貫町字中1032番の2まで	平成11年3月12日
県道 四日市関線	鈴鹿市西庄内町字若宮4224番2から 鈴鹿市西庄内町字源明川原1621番2まで	平成11年3月20日
県道 四日市関線	亀山市両尾町字太會2700番1から 亀山市両尾町字中平尾2019番1まで	平成11年3月12日
県道 四日市関線	亀山市両尾町字中平尾2020番1から 亀山市両尾町字中平尾2128番1まで	平成11年3月12日
一般国道 163号	安芸郡美里村大字足坂字地藏ヶ坂493番3地先から 安芸郡美里村大字足坂字西之垣内642番地先まで	平成11年3月12日
県道 亀山白山線	安芸郡美里村大字足坂字地藏ヶ坂493番3地先から 安芸郡美里村大字足坂字西之垣内642番地先まで	平成11年3月12日

三重県告示第125号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり<sup>シテ</sup>竣功認可をした。  
 なお、関係書類は、阿児町役場に備え置いて、この告示の日から起算して10年間縦覧に供する。  
 平成11年3月12日

的矢港港湾管理者の長  
三重県知事 北 川 正 恭

- 1 竣功認可年月日及び番号  
平成11年2月26日  
三重県指令港第1296号
- 2 免許年月日及び番号  
平成8年11月1日  
三重県指令港第1700号
- 3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名  
竣功認可を受けた者  
津市広明町13番地  
三重県  
代表者  
津市観音寺町446番地の20  
三重県知事 北川 正恭
- 4 埋立の場所  
志摩郡阿児町国府字城之浦3249-8番に面する堤防敷の地先公有水面、3249-8番及び3249-7番地先公有水面並びに字田ノ浦2194番に面する道路敷の地先公有水面
- 5 竣功面積  
1,876.53㎡
- 6 埋立地の用途  
埠頭用地

三重県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、桑名都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成11年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 施行者の名称  
桑名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
桑名都市計画公園事業  
6・5・1号桑名市総合運動公園
- 3 事業施行期間  
平成4年6月5日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
三重県桑名市大字出田<sup>（印）</sup>西方字奥新田、大字芳ヶ崎字東山犬谷  
H12.4.17

三重県告示第127号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人から、次の証紙の売りさばき所の名称を変更する旨の届出があった。  
 平成11年3月12日

三重県知事 北 川 正 恭

証紙の売りさばき人の名称	売りさばき所の名称		変更年月日
	旧	新	
株式会社第三銀行	第三銀行桑名支店伊勢長島出張所	第三銀行伊勢長島支店	平成11年4月19日

三重県告示第128号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人から、次の証紙の売りさばき所を廃止する旨の届出があった。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正 恭

証紙の売りさばき人の名称	廃止する証紙の売りさばき所		廃止年月日
	名称	所在地	
株式会社第三銀行	第三銀行桑名支店播磨出張所	桑名市大字播磨2482番地の1	平成11年4月18日
	第三銀行本店営業部五曲出張所	松阪市内五曲町88番地の1	平成11年5月16日

三重県告示第129号

三重県営総合競技場の設備及び器具並びに陸上競技用器具の使用料の額(平成9年三重県告示第759号)の一部を次のように改正し、平成11年4月1日から施行する。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正 恭

「3 トレーニングセンターの使用料

区分	使用単位	使用料	
		高等学校に在学している者	その他の者
トレーニングセンター	1人1回2時間(2時間未満は2時間とする。)	110円	230円

を

「3 トレーニングセンターの使用料

区分	使用単位	使用料	
		高等学校に在学している者	その他の者
トレーニングセンター	1人1回2時間(2時間未満は2時間とする。)	110円	230円
	回数券11回分	1,100円	2,300円

に改める。

公安委告示

三重県公安委員会告示第9号

幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。ただし、表松阪警察署の項の改正規定は、平成11年3月18日から、表名張警察署の項の改正規定は、平成11年3月23日から施行する。

平成11年3月12日

三重県公安委員会委員長 北田 榮 作

表四日市北警察署の項中

大矢知交番 四日市市大矢知町	四日市市のうち 西富田町、西富田二丁目、西富田三
-------------------	-----------------------------

丁目、十志町、大矢知町、垂坂町、東垂坂町、南垂坂町、あかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目、あかつき台四丁目、あかつき台五丁目、あかつき台六丁目、萱生町、中村町、平津町、平津新町、千代田町、伊坂町、伊坂台一丁目、伊坂台二丁目、伊坂台三丁目、山村町、広永町、川北町、川北一丁目、川北二丁目、川北三丁目、松寺一丁目、松寺二丁目、松寺三丁目、蒔田一丁目、蒔田二丁目、蒔田三丁目、蒔田四丁目、下さざらい町、下之宮町、山分町、黄金町

を

大矢知交番 四日市市大矢知町	四日市市のうち 西富田町、西富田二丁目、西富田三丁目、十志町、大矢知町、大矢知新町、垂坂町、東垂坂町、南垂坂町、垂坂新町、あかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目、あかつき台四丁目、あかつき台五丁目、あかつき台六丁目、萱生町、中村町、平津町、平津新町、千代田町、伊坂町、伊坂台一丁目、伊坂台二丁目、伊坂台三丁目、山村町、広永町、川北町、川北一丁目、川北二丁目、川北三丁目、松寺一丁目、松寺二丁目、松寺三丁目、蒔田一丁目、蒔田二丁目、蒔田三丁目、蒔田四丁目、下さざらい町、下之宮町、山分町、黄金町
-------------------	--

に改め、同表松阪警察署

の項中「松阪市立野町」を「松阪市丹生寺町」に改め、同表名張警察署の項中「名張市桔梗が丘二番町三街区」を「名張市桔梗が丘一番町一街区」に改める。

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付した。

平成11年3月12日

三重県知事 北川正 恭

氏名	免許番号	免許年月日
村上 智 治	866	平成11年1月27日
村上 智 治	867	平成11年1月27日

正 誤

平成11年1月5日付け三重県公報第1023号に登載した、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中

ページ	行	誤	正
4	下から3	菊田剛年	菊田剛年
5	6	上田保隆	上田保隆
5	7	中村隆夫	中村隆夫

正 誤

平成11年2月23日付け三重県公報第1037号に登載した、一般競争入札を行う旨の公告中

ページ	行	誤	正
10	16	規則第60条第3項	規則第60条の2第4項

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,700円  
1箇年 32,400円

平成11年3月12日発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 伊藤印刷株式会社